

30全中発第06117号
平成30年6月11日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会
(公 印 省 略)

外国人の不法就労の防止に関するお願い（周知依頼）

このたび、標記に関し、不法就労外国人対策等協議会により全国中央会に対し、別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により本件について周知していただきますようお願い申し上げます。

平成30年6月5日

全国中小企業団体中央会 殿

不法就労外国人対策等協議会

外国人の不法就労の防止に関するお願い

警察・法務・厚生労働の三省庁で構成する「不法就労外国人対策等協議会」は、これまで、我が国において不法就労する外国人の減少及び新たな流入防止に向けた有効かつ適切な施策について協議し、貴団体を始めとする経営者団体の皆様の御理解、御協力を得ながら諸施策を推進してきた結果、我が国における不法残留者については、平成26年まで順調に減少するなど一定の成果を挙げております。

これは皆様方の御尽力があつてのことであり、厚く御礼申し上げます。

しかし、平成27年以降不法残留者数は増加に転じ、各年1月1日現在の数値としては4年連続で増加した結果、本年1月1日現在の不法残留者数は約6万6,000人に上っております。

また、我が国における在留外国人数は、昨年末時点で256万人を超え、過去最高となつているところ、この在留外国人の中には不法就労を目的として偽造文書等を行使するなどし、身分や活動目的を偽って在留する偽装滞在者が相当数含まれていることが懸念されるほか、近時、偽変造在留カード等を行使する事案や、難民認定制度を就労・定住目的で悪用する事案が発生しており、その手口は悪質・巧妙化しています。

さらに、平成29年中に退去強制手続を執った外国人1万3,686人のうち不法就労事実が認められた者は9,134人となっており、退去強制手続を執った外国人全体の66.7パーセントを占め、依然として高い水準にあるほか、失踪技能実習生や既に退去強制令書の発付を受けた後に、仮放免されている者による不法な就労行為も見受けられています。

不法就労の発生の背景には、不法就労目的の外国人に稼働先をあっせんするブローカーや雇用主等の存在が挙げられます。また、不法就労者の存在は、我が国の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、不法就労者の中には、劣悪な労働環境におかれる者も少なくなく、その人権上の問題などが懸念されます。

一方で、我が国においては、復興事業の更なる加速化や2020年オリンピックパラリンピック東京大会を控えた建設需要増加などへの対応のための「外国人建設就労者」や「外国人造船就労者」の時限的受入れ、製造業の国際競争力強化のための「製造業外国従業者」の受入れ、国家戦略特別区域における「外国人家事支援人材」、「農業支援外国人」の受入れや、在留資格「介護」による受入れなどの取組がされています。さらに、深刻な人手不足に対応するための専門的・技術的分野における外国人材の受入れについて、関係省庁において検討を進めているところ、不法

就労の問題は、このような外国人労働者の適正な受入れの在り方にも悪影響を及ぼす要因となります。

例年6月は、内閣官房において「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、政府として各種取組がなされておりますが、外国人の不法就労防止対策を実効あるものにするためには、事業主の皆様を始め広く国民の皆様がこの問題を正しく理解していただき、その防止に努めていただくことが重要であり、そのためには貴団体を始めとする経営団体の皆様の御協力を賜ることが不可欠であると考えております。

つきましては、当協議会が取り組んでおります不法就労外国人対策への御理解と御協力をお願いするとともに、不法就労外国人を雇用することのないよう、関係各方面への周知・指導等について特段の御配慮をお願いいたします。

具体的には、在留カードの記載内容により就労ができる外国人であるかを確認すること及び外国人雇用状況の届出において対象となる外国人被雇用者の身分事項等を漏れなく正確に記載し提出することを周知いただき、これらの遺漏によって法令に反するようなことがないように指導等を行っていただきたいと存じます。